

建仁三年「大内の花見」の定家詠

——定家における「後鳥羽院歌壇の始発」——

溝 端 悠 朗

はじめに

建仁三年（一一〇三）二月二十四日、大内裏・南殿において、和歌所の歌人たちによる花見の会が行われた。定家もそこに参加し、次の歌を詠んでいる。¹⁾

大内の花ざかりに、宮内卿、藤少将などにさそは
れて

春をへてみゆきになる、花のかげふりゆく身をもあは
れとやおもふ
（拾遺愚草」下・春・2169）

この歌（以下「当該歌」と称す）はのちに『新古今和歌集』にも採られており（雑上・1455）、定家詠のなかでは比較的良好に知られた歌といえる。しかし、この歌を著名にし

ているのは、何よりも次の「後鳥羽院御口伝」（以下「御口伝」と略）の記事であろう。そこでは、この歌をめぐって院と定家との間に確執が生じたことが述べられており、院は定家の「傍若無人」な態度を記したあと、次のように述べる。²⁾

すべて、かの卿が歌存知のおもむき、いさ、かも、事により、折によるといふ事なし。ぬしにすきたるところなきによりて、我が歌なれども、自讃歌にあらざるを「よし」など言へば、腹立の気色あり。先年に、大内の花の盛り、昔の春の面影思ひ出でられて、しのびてかの木のもとに、男どもの歌つかうまつりしに、定家、左近中将にて詠じていはく、

年を経て御幸になる、花のかげふりぬる身をもあ

はれと思ふ

左近次将として二十年におよびき。述懐の心もやさしく見えし上、事がらも希代の勝事にてありき。もつとも自讃すべき歌と見えき。先達どもも、かならず歌の善悪にはよらず、事がらやさしく面白くもあるやうな歌をばかならず自讃歌とす。

当該歌は、院にとつては「もつとも自讃すべき歌」として映っていた。院における「自讃歌」の基準とは、必ずしも歌の善し悪しにかかわらず、「事がらやさしく面白くもあるやうなる歌」である。しかし、定家はそれに対して「左近の桜の詠受けられぬよし」をたびたび表明していたという。院は定家のそのような「傍若無人」な点を批判しているのである。つまり、「御口伝」に見える院と定家の当該歌をめぐる確執は、当該歌を「自讃歌」と見なすか否か、という点に論点を集約することができよう。⁽³⁾

と、ひとまず「御口伝」に触れておいたが、一方でこの「御口伝」の記事は、あまりに刺激的であるがゆえに、当該歌の理解にバイアスをかけているのではないかとも思われる。実際、当該歌についての先行研究は、「御口伝」の論に付随する形で論じられているものが多い。例えば藤平

春男氏は、「御口伝」の定家評について、「定家の絶対的評価以外に和歌の伝統として相対的な評価のありうることを院の基本主張とし、院が当該歌を高く評価した理由を「題材をなす体験内容や作歌状況の特殊性が歌自体の価値を補充」した⁽⁴⁾こと、すなわち当該歌の詠歌事情を重視したためと論じる。また田中裕氏も、院の関心は「真率な感情、繊細な感傷の表白に、そればかりではなく制作を促した事情にまで注がれてゐる」とし、定家がそのような「時宜・事宜の配慮を欠くことを故実違反として難じる」のが「御口伝」の定家評であるとする。⁽⁵⁾つまり田中氏も、院の当該歌への評価の背景に「制作を促した事情」があると読み取っているのである。

ただし、これらは当該歌を考察対象の中心に据えた論ではなく、あくまでも「御口伝」の論であることには注意すべきであろう。一方で、当該歌を考察の軸に置く論が、久保田淳氏にある。⁽⁶⁾久保田氏は当該歌について、「御口伝」の記述をもとに、「左近の桜に向かつて、「述懐の心」を吐露するという性質のものであったことは確かであろう」としたうえで、「朝恩への感謝を汲むことすらも不可能ではない」、「院政の主としての後鳥羽院の心を快くすぐるで

いのものであった」とも評する。一方で、「拾遺愚草」の詞書に記憶違いと思われる記述があること（後述）から、当該歌は「定家自身にとってはありふれた作品にすぎなかった」と指摘し、院と定家との認識の差を論じている。

しかし、久保田氏の論も「御口伝」の読解を基本としたものであることには注意しなければならない。「御口伝」で述べられる当該歌の評は、あくまでも院の個人的な読みに基づくものであり、そこで述べられる定家の態度も、院の目に映った定家の姿である。定家が当該歌をどのように詠んだのか、ということは、本来「御口伝」から切り離して考えなければならぬはずだ。先行研究は、当該歌を理解するための根拠を「御口伝」に求めるあまり、「当該歌がそれ単体としてどのように解釈されるのか」ということについては等閑視してきたのではないか。むしろ必要なのは、一度「御口伝」から離れて、予断をなるべく排したうえで当該歌を見てみるのだと思われる。

そこで本稿では、当該歌を「御口伝」の記事から切り離し、その表現に注目して検討することで、定家の側の作意を明らかにすることを目指す。そこから、当該歌をめぐる院と定家の確執について、新たな視点を提示したい。

一、「述懐歌」という解釈

表現の検討に入る前に、まず当該歌の詠歌事情を簡単に確認しておく。すでに久保田氏らによる詳細な整理があり、くり返しにはなるが、先学に従ってまとめておきたい。まず、さきに引いた「拾遺愚草」の詞書には、「大内の花ざかりに、宮内卿、藤少将などにさそはれて」とあった。ただし、「宮内卿」すなわち家隆は、この日の花見に参加したことが諸書から確認できず、むしろ不参加であった可能性が高い。先述したように、久保田氏はこれを定家の「記憶違い」と指摘し、当該歌が定家にとって「ありふれた作品にすぎなかった」根拠とする。このように、定家自身の手による「拾遺愚草」の詞書ではあるが、詠歌事情の確認には不適であるといわざるをえない。また、「明月記」建仁三年二月二十四日条には、次のようにある。⁽⁸⁾

向大内密見花。一時許帰宅之間、藤少将、兵衛佐、来招引、又向大内。坐南殿簀子講和歌一首。

ここでは当該歌は挙げられていないものの、「源家長日記」の記事と合わせて考えると、この「和歌一首」が当該

歌を指すことはほぼ間違いない。^⑨『源家長日記』によれば、二十四日の花見の詳細は次のようである。和歌所の人々が集まって、大内の桜が散らないうちにと花見を行った。やがて歌を詠む段になって、定家が当該歌を詠む。家長によれば、「これらは、「よし」などその座の人々へ申しあへりしかば」と、特に当座の人々の好評を得たのだという。そして、この記事で特に注目されるのは、散会後に当該歌が院の耳に入つた経緯が記されている点である。

かく花見にひきつれてまかりぬるよしをきこしめし
て、夜ふくるほどにかへりまいりたりしかば、めしよ
せて「誰／＼か心とまる歌よめりつる」など、はせ給。
この中将の「みゆきになれし」とよめりつる歌をかた
り申。「さそはれざりけるこそくちをしけれ」とてわ
らはせ給。「うらやまし。あすゆきて御らんずべし」
とおほせあれば、さもまいりぬべき、はの人／＼に夢
見せにつかはす。

花見の日の夜、家長は花見の件を耳にした院に召され、
「誰／＼か心とまりつる歌よめりつる」と問われた。そこ
で家長は、定家が詠んだ当該歌をもつて答えたのであるが、
院は自身が誘われなかったことを残念がり、それに触発さ

れて翌二十五日に御幸を行うことを決めたのだという。つ
まり当該歌は、家長を含む当座の人々に評価され、それが
縁で院の耳にも入つた歌であり、院の花見への欲求を喚起
させた点で、院には印象深い歌であつたということが確認
できる。

では、定家はもちろんのこと、院も大きく関与した『新
古今集』の詞書は、当該歌の詠歌事情をどのように説明し
ているのであろうか。

近衛づかさにて年ひさしくなりて後、うへのをの
こども、大内の花見にまかれりけるによめる

藤原定家朝臣
春をへてみゆきになるる花のかげふり行く身をもあは
れとや思ふ
〔新古今集〕雑上・1455

この詞書で注目されるのは、当該歌が詠まれた直接的な
場「大内の花見」のことだけでなく、定家が「近衛づかさ
にて年ひさしくなりて後」という状況にいたことまで説明
している点である。しかし、実はこの記述は、誤りではな
いにせよ正確とはいいがたい。『公卿補任』によれば、定
家は文治五年（一一八九）十一月十三日に左近衛少将に叙
され、その後しばらく官位が停滞するが、建仁二年

(二二〇二) 十月二十四日には中将に任じている。^①少将であれ中将であれ、近衛府での勤仕には変わりないから、「近衛づかさにて年ひさしくなりて」とあつても誤りではないが、実態として見れば、建仁三年二月の定家は昇進直後である。しかし、「年ひさしくなりて」という表現からは、定家が昇進したことがまったく読み取れない。この詞書に導かれて当該歌を享受する者は、これを「述懐歌」として理解するのではないか。事実、当該歌の注釈史をたどると、古注の時点ですでに「花を天子にたとへたてまつりて（中略）やうく中納言にて老はてぬることを不便とおぼしめされよと歎たる哥なり」（常縁原撰『新古今集聞書』）、「フリユク身トハ、近衛ツカサニテ、年久シキ述懐ヲヨメリ」（京都大学図書館蔵『新古今注』）などというように、「述懐歌」として評されている（近代以降、現代までの注も概ね同様）。こうした解釈は、詞書の表現もそうであるが、当該歌に「ふりゆく身」という表現があることから、一見すると首肯されてしまう。

院も『御口伝』において、「左近次将として二十年におよびき」と定家の当時の官職の状況を述べ、当該歌を「述懐の心もやさしく見えし」と評していた。『新古今集』の

詞書は、院の意向（解釈）を濃厚に反映しているのである。そもそも「述懐歌」とは、今井明氏の定義によれば、「自己を否定的立場において「憂き身」と自照し、本来あるべき世界から疎外された自身を慨嘆する詠み方」^②である。小川豊生氏はそこからさらに、「帝王と廷臣とを生活感情＝実情のレベルで繋ぎとめる〈述懐〉というシステム」を見出す。小川氏によれば「述懐歌」とは、臣下が身の不遇を訴嘆し、君主がそれを聞き入れることで、帝王の〈歌徳〉を示す「政治的システム」なのだといひ、氏は特に、後鳥羽院と定家の蜜月関係がまさにそれに基づいていたと指摘する。

そのように考えたとき、『源家長日記』について、「（聖主）後鳥羽院」を形象するように意図的に描かれていたとする田村柳壺氏の指摘が思い起こされる。『源家長日記』において、院が尋ねた臣下の詠歌のうち、ことさらに当該歌を印象深く記録したのは、家長や院が当該歌を「〈述懐〉のシステムに則った述懐歌」として解釈し、臣下の和歌による訴えに恩恵（歌徳）を施すことで、院が（聖主）であることを明示するためであったといえよう。『御口伝』における院と定家の確執も、こうしたところに根差すのでは

なからうか。

確かに当該歌は、下句に「ふりゆく身をもあはれとやおもふ」という、「述懐歌」としての表現を持つ。しかし、一口に「述懐歌」といつても、その内実には二面あり、「身の不遇を訴嘆する」もののみが「述懐歌」とされるわけではない。⁽¹⁸⁾ここで定家が詠んだのは、官位昇進を企図し、院に身の不遇を訴える体の、いわゆる「述懐」のシステムに則った述懐歌」ではないと思われる。理由の一つは、さきにも述べたように、定家は当該歌が詠まれる前年、建仁二年十月に昇進していることである。この事実からは、「身の不遇を訴嘆する」という「述懐」のシステムに則った述懐歌」の文脈が見出しがたい。

また、『拾遺愚草』における当該歌の配列位置も参考になろう。『拾遺愚草』下巻は部類歌の巻であるが、その部立は春・夏・秋・冬・賀・恋・雑（旅・述懐・無常）・神祇・釈教と、ほぼ勅撰集に準じている。そのなかで当該歌は、雑部の「述懐」ではなく、「春」部に入れられているのだ。つまり定家は、当該歌をいわゆる「述懐歌」としては扱っていないといえる。⁽¹⁹⁾もつといえ、定家自身の手によるこの配列は、当該歌を「述懐」のシステムに則った

述懐歌」とする理解を是正するべくなされたものではないか。これらの事情を考えると、定家が官位昇進を企図して当該歌を詠んだとは、やはり考えにくいと思われる。それでは、当該歌における定家の作意とはどのようなものであったのか。次節以降、当該歌の表現を分析することで、それを明らかにしていく。

二、「春をへて」の表現効果

当該歌の表現について見ていきたい。まず考えなければならぬのは、初句の異同についてである。当該歌の初句は、『拾遺愚草』『新古今集』では「春をへて」、「御口伝」『源家長日記』では「年をへて」となっている。これをどのように考えればよいであろうか。

諸本間での異同を確認すると、『拾遺愚草』および『新古今集』諸本は、管見では「春をへて」で異同は見られない⁽²⁰⁾。一方で、『御口伝』および『源家長日記』諸本は、管見の限りではいずれも「年をへて」となっている⁽²¹⁾。

この異同については、意味上は大差ないものとして、これまであまり顧みられることがなかった。⁽²²⁾しかし、そうし

た先入観にとらわれず、この異同について考えてみたい。

初句の異同について触れた研究は、管見に入つたものは村尾誠一氏の論が唯一である。村尾氏は、「春をへて」という措辞は、「何度も春を経験して」という意味のほか「春の月日が経過して」という意味も持つ「曖昧な言葉」であることを指摘し、当該歌の場合は、前者の意を基本としながら、後者の意も響いて「落花の情景をより鮮明にこの一首に加える」ことになり、「沈淪の我身と落花を二重写しとする」歌であると解釈する。そして、『御口伝』と『源家長日記』が初句を「年をへて」の形で享受するのは、その形のほうがより「述懐」の事理が明確になるためであり、「自らの懐を述べ、為政者の間に達せられる事が一義となる」ようにするためだと論じた。当該歌が「沈淪」の詠であるかはさておき、『御口伝』と『源家長日記』が当該歌の「述懐」性を強調するためにあえて初句を「年をへて」としたとする見解は、前節までに確認したことを踏まえれば首肯すべきものであろう。また、「春をへて」が「曖昧な言葉」であるという指摘も注目される。ここでは村尾氏の論を受ける形で、さらにこの「春をへて」の表現効果について考えたい。

和歌の表現史においてこの「春をへて」という措辞をたどってみると、早い用例としては好忠のものが⁽²⁾あり、勅撰集においては『後拾遺集』が初出である。

二月のをはり

たゆるよもあらじとぞおもふ春をへてかぜにかたよる
あをやぎのいと (好忠集) 53)

臨時客をよめる

小弁

むれてくるおほみや人ははるをへてかはらずながらめ
づらしきかな (後拾遺集) 春上・15)

好忠詠は、「毎月集」中の一首である。ここでの「春をへて」は、「二月のをはり」とあることから考えて、「春も半ばが過ぎて」というような意味であらう。一方、『後拾遺集』の小弁詠は「臨時客」を詠んだ題詠で、正月の詠である。とすれば、ここでの「春をへて」は「春(新年)を迎えて」という意味であると、まずは考えられる。

しかし、どちらの例も、そのような一義的な意味にとどまらない。好忠詠において歌の中心をなすのは、初二句「たゆるよもあらじとぞおもふ」である。下句に置かれる「あをやぎのいと」は「たゆる」との縁で詠まれたものと考えられるが、これらをつなぐ位置にある「春をへて」は、

おそらく単純に「春も半ばが過ぎて」という意味だけではないであろう。初二句を承けて、「何度も春がめぐつて来て（も変わらない）」というような意味も響いていると思われる。また、小弁詠も、「はるをへて」を承ける四句が「かはらずながら」と続いている。これはつまり、本来「はるをへて」という表現には、何らかの「かはる」要素が含まれることを示唆していよう。しかしここでは、「おほみや人」は「はるをへて」もなお「かはら」なかったのである。だとすれば、この「はるをへて」にもやはり、「何度も春がめぐつて来て（も変わらない）」というような意味が含まれていると考えられるのではないか。

すなわち「春をへて」という措辞は、一義的には当季の「春」の中での限定的な時間経過を表すものであるが、それだけでなく、過去や未来の「春」を視野に入れた長期的な時間経過をも同時に響かせるという、複層的な表現なのである。それによって、例えば好忠詠の場合では、「春半ば過ぎて風になびく柳」という詠歌主体の眼前にある光景と、そのような「穏やかな世が未来永劫続くであろう」という超時的な予祝とが、一首の中で渾然一体と同居することになり、「春をへて」とは、短期的な時間に長

期的な時間と呼び込んで複層的に構成することで、詠歌内容に広がりを持たせる表現といえよう。そしてこの詠み方は、院政期以降、特に「老い」という主題において表面化してくる。

春をへてあまたの年をつむ人もともにわかなとおもは
ましかば

（『久安百首』春・1105・上西門院兵衛）

毎春花芳といへるころをよめる

源仲正

春をへてにはひをそふる山ざくら花はおいこそざかり
なりけれ

（『千載集』春上・71）

春をへて花のさかりにあひきつつ思ひいでおほき我が
身なりけり

（『御裳濯河歌合』六番左負・11）

これら三首はいずれも「老い」を主題とする歌であるが、その主題を詠むために置かれる景物が「若菜」「花」であるのは、「春をへて」が短期的な時間経過を表現するゆえである。そこに「老い」という長期的な時間経過の意味を重ねているのだが、注目されるのは、「老い」が本意なものとして忌避されているとは思われないことだ。特に『千載集』の仲正詠は、下句で「花はおいこそざかりなりけれ」と高らかに歌いあげている。「春をへて」で複層的な時間を描くことにより、「老い」それ自体への意識が緩

和されているからであらうか。理由の考察は今ほ措くが、この事実に着目するのは、当該歌もまた「ふりゆく身」を詠み、「老い」が描かれていると解釈できるからである。

次に、定家における「春をへて」の用例を見ておきたい。定家の用例は、当該歌のほかに二例見出せる。

春をへて雪とふりにし花なれど猶みよしの、あけはの、そら（『拾遺愚草』中・仁和寺宮五十首・春・1736）

田家花

はるをへてかどたにしむるなはしろの花のかゝみのかげぞかはらぬ（同・中・院句題五十首・1835）

前者「仁和寺宮五十首（御室五十首）」は建久九年（一一九八）夏、後者「院句題五十首」は建仁元年（一二〇一）十一月の詠で、いずれも当該歌に近い時期の詠である。前者の歌は下句が体言止めであるためにやや言葉足らずな印象を受けるが、大意としては「降り」と「古り」、「み吉野」と「見よ」の掛詞で、雪のように降る桜は古くなったが、それでもなお見よ、というような意味であらう（「あけはの」と歌意の関連がわかりにくい、今ひとまず詠歌主体が桜を見ている時間帯と捉えておく）。後者の歌は、門田の苗代の水面に桜が映る、その「花のかゝ

み」は昔と変わらない、と詠む。久保田氏が「本歌」として指摘する「年をへて花のかがみとなる水はちりかかるをやくもるといふらむ」（『古今集』春上・44・伊勢）の上句を念頭に置き、題である「田家花」に合わせて、本歌の「水」を「かどたにしむるなはしろ」に置き換えたものであらう。

そしてやはり注意されるのは、これら二首においても如上の「春をへて」の表現効果が活かされていることである。前者の歌においては、掛詞で示された「古り」が、詠歌主体の眼前にはない遠い過去を示しているだろう。また後者の歌では、「かはらぬ」と詠まれており、さきの『後拾遺集』小弁詠と同様の構成がとられている。すなわち定家も、「春をへて」の表現効果に自覚的であつたといえるだろう。そしてその表現効果は、当該歌においても適用されるはずである。

三、「御幸に馴る」という措辞

もう一つ、第二句の「みゆきになるる」という表現にも注目したい。というのも、『源家長日記』では、当該歌を

引用する際に「みゆきになれし」の句を引いていたためである。それはすなわち、当該歌の眼目（の一端）がこの句にあると、家長が判断したということであろう。

実はこの「御幸に馴る」という措辞は、当該歌に先行する例がほぼ指摘できず、和歌においては珍しい表現といわねばならない。管見では唯一、次に挙げる寂蓮の例が指摘できるのみである。

建仁^{（ママ）}元年大内花ざかりに御幸あり、花のしたにて

御製

雲のうへに春くれぬとはなけれどもなれにし花のかげ
ぞたちうき
〔寂蓮法師集〕 328

御返事かへてよし仰せてくれ

いかばかり雲井の花もおもふらんなれし御幸のあかぬ
匂ひを
（同・329）

これは、『源家長日記』にもほぼ同様のやりとりが見られる贈答歌である。『源家長日記』には、後鳥羽院が退位して「三とせの春」の「やよひの廿日ごろ」、院の仰せで「大内の花見」の御幸が行われた、とある。ここでの御製歌は、院の詠歌としては現在確認できる範囲で最も早いものとして知られており、注目されてきた。『寂蓮集』の詞

書に「建仁元年（一二〇一）」とあるのは誤りで、正しい詠作年次には諸説あるが、樋口芳麻呂氏らが説く「正治元年（一一九九）」説が最も妥当であろう。

この後鳥羽院の歌は、春が暮れてしまったというわけではないが、「雲のうへ」（宮中）を去った自分にとっては、馴れきってしまった南殿の桜のとは立ち去りがたい、と詠む。すでに指摘があるように、躬恒の「けふのみと春をおもはぬ時だにも立つことやすき花のかげかは」（『古今集』春下・134）を念頭に置いて、南殿の桜への愛着を詠んだものであろう。一方、それに応える寂蓮詠は、院の御幸に逢って宮中の桜もさぞかし感慨深く思っていることであろう、と返す。「なれし御幸」とは、院の「なれにし花」に対応する表現で、院の南殿の桜への愛着を、「雲井の花」の側から見て捉えなおしたものと考えられる。院から見れば「花」に馴れていたわけだが、それは「花」の立場からは、「御幸」（院の出御）に馴れていたということでもある。つまり、ここで寂蓮は、南殿の桜に対する愛着を受け止め、桜の心を代弁する形でその愛着に寄り添い、唱和したといえよう。

すなわち、当該歌も詠む「御幸に馴る」という措辞は、

その成立時からすでに後鳥羽院と南殿の桜との関係を強く刻み込まれたものであった。もつといえはこの措辞は、院の最初期の歌が詠まれた場を想起させる点で、「後鳥羽院歌壇の始発」という史上の画期をも想起させることになるのではないだろうか。

また、『明日香井和歌集』には、これと同日と考えられている「大内の花見」での詠歌が収められている。⁽³⁾

正治元年三月十七日、大内南殿花御覧のために御幸ありける御ともに、右少弁範光さぶらひけるが、花枝につけて申しおくりける

こころあらばはなもむかしをおもひいでよもとのある
じのけふはみゆきぞ

〔明日香井和歌集〕1311

返し

いかばかり花もあはれとおもふらんむかしのはるにあ
ふこちして

(同・1312)

まず雅経が「こころあらば」の歌を詠む。この歌は、「もとのあるじ」である後鳥羽院が再び大内へ御幸したことを受け、桜に往時を思い出すよう呼び掛ける歌である。雅経はこれを桜の枝につけて範光に贈った。範光の返歌は、「むかしのはるにあふこち」と、「花」の立場から院の御幸

を寿いでいる。このような「花」の立場に立つという手法は、前掲した寂蓮詠と同様のものであり、彼らが同じ場にいたことの傍証となろう。

この日の「大内の花見」とその詠歌について検討した吉野朋美氏は、『源家長日記』の記述が『伊勢物語』一七段を下敷きにしており、この日詠まれた一連の歌からは、表現上の類同性が見出されることを指摘している。⁽³⁾ 同一の古歌(本説)を発想の基盤としていることと、「院の御幸」としての「大内の花見」という詠歌の場が、このような表現の類同性を生む淵源となっているのであろう。

そこで改めて見返してみると、その類同性は四年後に詠まれた当該歌についても指摘できると思われる。さきに検討した「みゆきになるる」もそうだが、ほかにも「いかばかり花もあはれとおもふらん」(範光詠)と「花のかげ……あはれとおもふ」(当該歌)などは、明らかに類同的表現といえよう。ここからは、定家が正治元年の「大内の花見」での詠歌を先蹤として強く意識していたことがわかる。定家自身は正治元年の「大内の花見」には参加していないが、例えば同じ御子左家の寂蓮を介してこの日のことを聞いていたと考えると、あながち無理な推定ではない

であろう。⁽⁵⁾

正治元年の「大内の花見」で詠まれたこれらの歌は、いずれも表現としては特に傑出していてもいいない、いわば「凡庸な作」である。しかし、定家はあえてこれら「凡庸な作」と類同的な表現を用いた。そうすることで、定家は自身を「正治元年の「大内の花見」の場に加えようとしたのではないか。前節で確認したように、「春をへて」という表現には、詠歌主体の眼前にはない時間軸を呼び込む効果があつた。詠歌主体（定家）の眼前には、雪のように降る南殿の桜がある。それを媒介として「正治元年の「大内の花見」という過去の時間軸を呼び込み、さらに「ふりゆく身」で自身の「老い」、すなわち未来へと広げていくのが、当該歌における時間の表現といえよう。そして、正治元年の「大内の花見」での詠を撰取することで、定家はあたかも自身がその場に参加し、歌を唱和していたかのようにふるまっているのである。

吉野氏は、正治元年の「大内の花見」で詠まれた南殿の桜が、「等しく、後鳥羽院の久々の御幸を待つて今を盛りと咲き、院の在位のころを懐かしく想起する桜」として詠まれている」と指摘し、それは「南殿の桜に象徴される

「王朝」への「回顧、憧憬の念」のあらわれでもあった」とも論じる。当該歌においてあたかもその場に参加していたかのようにふるまった定家にも、同じような意識があつたのであろう。当該歌は、後鳥羽院歌壇で参加できたことへの喜びと、その歌壇のなかで老いてゆくことができる喜びを、花に託して詠んだものと理解できるのである。

おわりに

以上、表現の検討から、定家の作意とそれに基づく当該歌の解釈を考えてきた。本稿で明らかにしたのは、当該歌が「後鳥羽院歌壇の始発」である、正治元年の「大内の花見」での詠歌を強く意識して詠まれた、ということである。はじめに述べたように、久保田氏は当該歌を「朝恩への感謝を汲むことすらも不可能ではない」（傍点稿者）と評したが、むしろこの評言こそが当該歌の本質を言い表していたのではないか。当該歌が「後鳥羽院の心を快くすぐるていのものであった」ことは間違いないが、それは院の（そして先行研究の）考えていた、沈淪を嘆く「述懐」という方向性とは異なつたものだったのである。

ここからさらに考えなければならぬのは、定家が当該歌をどのように評価していたか、ということと、それが院との確執にどのような影を落としたか、ということであろう。もはや紙幅は残されていないが、自撰家集『拾遺愚草』正編に当該歌が収められていることを考えれば、定家にとつてもまた、全く評価できないような歌ではなかったかと思われる。定家の自讃歌観についても考えなければならぬが、今後の課題としたい。

注

- (1) 以下、引用する和歌の本文は、『拾遺愚草』については冷泉家時雨亭叢書8・9(朝日新聞社、一九九三・一〇)一九九五(二)所収の定家自筆本『拾遺愚草』に拠り(清濁・句読点等は私意)、その他は特に断らない限り『新編国歌大観』に拠った。歌番号はすべて『新編国歌大観』のものを用いる。
- (2) 『後鳥羽院御口伝』の本文は、『歌論歌学集成』第七卷(山本一校注、三弥井書店、二〇〇六・八)に拠った。
- (3) なお、この部分に関して、定家が当該歌の『新古今集』への入集自体を拒否していたとする解釈もある(注(6))

後掲久保田氏論文・一六五頁など)。しかし、『御口伝』の文脈をたどるかぎり、これは院が「もつとも自讃すべき歌」と評したことに對して定家がそれを「うけられぬ」と斥けた、と解するのが妥当であろう。定家が当該歌の『新古今集』入集自体を拒否した、という理解は正確ではないと思われる。

- (4) 藤平春男「後鳥羽院の定家評——『後鳥羽院御口伝』私注——」(『藤平春男著作集』第二卷、笠間書院、一九九七・一〇、二五九—二六〇頁 初出『和歌文学新論』、森本元子編、明治書院、一九八二・五)。
- (5) 田中裕「『後鳥羽院御口伝』釈」(『後鳥羽院と定家研究』、和泉書院、一九九五・一、二二—一四頁 初出『南山国文論集』8、一九八四・三)。
- (6) 久保田淳「『新古今集』の美意識——大内花見の歌三首を軸にして——」(『藤原定家とその時代』、岩波書店、一九九四・二、一六二—一六五頁 初出『日本文学講座9 詩歌I(古典編)』、日本文学協会編、大修館書店、一九八八・二)。
- (7) ただし久保田氏は、「ただ、そのこと(稿者注——定家が『評定の座』においてたびたび「うけられぬよし」を表明したことは、定家自身がこの「春をへて」の歌を全く認めなかったということにはならないと思う」(一六五頁)と

も述べ、定家が当該歌をある程度は認めていた可能性を示唆している。久保田氏は特に根拠などを示していないが、この点については今後さらに検討する必要がある。

(8) 『明月記』の本文は、冷泉家時雨亭叢書56『明月記 一』(朝日新聞社、一九九三・一二)に拠り、私に句説点を付した。ただし字体は通行のものに統一する。

(9) 『源家長日記』の記事には日付が明記されていないが、『明月記』の記事と参加者および内容が概ね一致しており、同日の記事と認められることは、注(6)前掲久保田氏論文のほか、後に注(31)で掲げる『源家長日記』の諸研究をはじめ、すでに多くの指摘がある。

(10) なお『源家長日記』での当該歌は「としをへてみゆきになれし花のかげふりぬる身もあはれとや思」と、『拾遺愚草』とは初・二・四句に異同がある(特に初句の異同については注目されるため、第二節で論じる)。以下、『源家長日記』の本文は、冷泉家時雨亭叢書43『源家長日記 いはでしのぶ 撰集抄』(朝日新聞社、一九九七・一二)に拠り、ミセケチ等を修訂した本文で掲出する。清濁・句読点等は私意。

(11) 『公卿補任』建暦元年(一二二一)の定家の項には、「文治五十一年三少将、(中略)建仁三千廿四転中将」とある。本文は冷泉家本(冷泉家時雨亭叢書47『豊後国風土記

公卿補任』朝日新聞社、一九九五・六)に拠った。

(12) 本文は新古今集古注集成の会編『新古今集古注集成 中世古注編1』(笠間書院、一九九七・二、常緑原撰『新古今集聞書』は荒木尚、京都大学図書館蔵『新古今注』は黒川昌亨が校訂を担当)に拠る。なお、ほかに古注では、国立国会図書館蔵『新古今和歌集書入本』の当該歌への書き入りに、「鴈ノ記にあそばしたり」という、「御口伝」を参照したと思われる注があるのが注目される(『新古今集古注集成 中世古注編2』、笠間書院、一九九七・二)。

(13) 近代以降の新古今注は、各種古典叢書類のほか、以下のものを参照した。鹽井正男『新古今和歌集詳解』(明治書院、一九二五・一〇改版)、石田吉貞『新古今和歌集全註解』(有精堂出版、一九六〇・三)、窪田空穂『完本新古今和歌集評釈』(東京堂、一九六四・二・一九六五・二)、久保田淳『新古今和歌集全注釈』(角川学芸出版、二〇一一・一〇・二〇一二・三)。

(14) 今井明『藤原定家の「殊大切思給」述懐歌』(『香椎潟』48、二〇〇二・一二、六三頁)。また、峯岸義秋『歌合における述懐の歌』(『平安時代和歌文学の研究』、桜楓社、一九六五・一二、二九二・二九三頁参照)。

(15) 小川豊生『和歌と帝王——述懐論序説あるいは抒情の政治学へ向けて——』(浅田徹ほか編『和歌をひらく 第一巻

和歌の力」、岩波書店、二〇〇五・一〇、六二―六九頁。

- (16) 例えば、正治二年（一二〇〇）の「正治初度百首」における「鳥」題五首では、定家の詠んだ述懐歌が院の目にとまり、これによって定家は後鳥羽院歌壇へ本格的に参入することとなった（『明月記』正治二年八月二十六日条）。山崎桂子「定家の鳥の歌」（『正治百首の研究』、勉誠出版、二〇〇〇・二、二九四―三〇五頁 初出『国文学攷』124、一九八九・一二）参照。

- (17) 田村柳登「源家長日記」の描く後鳥羽院像をめぐる（『後鳥羽院とその周辺』笠間書院、一九九八・一一、四六―四九頁 初出『国文学 解釈と教材の研究』38―2、一九九三・二）。

- (18) 例えば、承安二年（一二七二）十二月の「広田社歌合」の「述懐」七番において俊成（当時は顕広）は、「身しづみよはひくれぬるものの述懐のだいにあふ事は、うれへをのべむねをやすむべきたよりには侍れど」云々と述べており、「述懐」で想定されている詠歌主体の像として、「身しづみ」（沈淪）と「よはひくれぬる」（老齢）の二面あったことが知られる。注（14）前掲峯岸氏論文・三二六頁以下参照。

- (19) 『拾遺愚草』下・雑の「述懐」と題された部には、冒頭の「きみはひけ身こそうきたのりのしめたゝひとすちにたのむ心を」（2704・建久五年（一一九四）夏良経家歌合・述懐）

や、息為家の元服に際して家長に送った中文につけた歌（2723）など、官位昇進を企図した歌が多く収められている。また、承元四年（一一二〇）九月の「粟田宮歌合」での詠二首（2710・2711）に「于時辞職」、建暦三年（一一二三）閏九月内裏歌会での詠（2716）に「于時從三位侍從」など、当時の官職が小字で書き入れられており、やはり「官位」に関わる歌を多く収める部といえよう。

- (20) 『拾遺愚草』における異同は、赤羽淑編『名古屋大学本拾遺愚草』（笠間書院、一九八二・二）を参照したほか、『新編私家集大成』の「解題 定家」（赤羽淑）に拠って確認した。また、『新古今集』における異同は、日本古典文学大系28『新古今和歌集』（久松潜一ほか校注、岩波書店、一九五八・二）の「校異」（四四七頁）、および久保田淳「全注釈」の「校異」（五卷・一四五頁）に拠って確認した。

- (21) 『校本後鳥羽院御口伝』（和歌文学論説会編、一九八二・八）によれば、『御口伝』諸本における当該歌の異同はない（二六―二九頁）。また、源家長日記研究会編『源家長日記校本・研究・総索引』（風間書房、一九八五・二）によると、『源家長日記』諸本においては、当該歌の「年」の右に「春」の異本注記（あるいは「春歌」の傍記）を有する本が存するが、本行本文を「春」とする本はない（一一二頁）。これは『新古今集』との異同を示したものであろう。この

二書においては、当該歌の初句は「年をへて」で異同はないと考えてよいと思われる。

- (22) 例えば、久保田淳「訳注 藤原定家全歌集」(河出書房新社、一九八五・三―一九八六・六)では、当該歌について「春をへて」の形(『全歌集』²⁰⁶⁸)のほか、『源家長日記』での異伝歌として「年をへて」の形でも収めている(『全歌集』³⁹⁷¹)。しかし訳はそれぞれ「何度も春を経験して」(上巻・三三七頁)、「幾年も経って」(下巻・二三八頁)とあり、「春をへて」のほうがより「春」に焦点を当てた訳になっているとはいえず、本質的にはほぼ同じように解釈しているといえよう。

- (23) 村尾誠一「理世撫民体考——藤原定家との関わりにおいて——」(『国語と国文学』63-8、一九八六・八、四七頁)。

- (24) なお、元輔にも「なかふんがもとよりのぞみのえならぬを、花につけてとぶらひて侍りしかば」という詞書で「春をへて」春まちどほにみゆるには秋のたのみのなくはこそあらめ(『元輔集』172)という例があるが、ここでの「春」とは春の除目(県召)を指すと考えられる。他の用例とは区別されるため、ここでは取り上げない。

- (25) 平田喜信氏は、小弁詠の三句以下を「幾春を経て同じだが、新春にはやはり新鮮な光景と見えることだ」と訳す(『新日本古典文学大系』8『後拾遺和歌集』、岩波書店、

一九九四・四、一六頁)。これも「春をへて」の二義性に注目しての訳であろう。

- (26) なお、一首目の兵衛詠について、結句の「おもはましかば」を「変則であるが、「思はざらましかば」の意の反実仮想の条件を示す」とする理解がある(木船重昭「久安百首全釈」、笠間書院、一九九七・一一、二七頁)。このように理解すると、兵衛詠は「老い」を不本意なものとして忌避している歌となるが、打消の助動詞がないにもかかわらずそれを補って解釈することには問題があろう。よって、ここでは採らない。

- (27) 仲正詠について、片野達郎氏は、助詞「は」に着目して「花は春がめぐり来ることに色つやを加えてゆくが、人は年ごとに老い衰えてゆくという慨嘆をこめる」と、『述懐歌』的に注している(『新日本古典文学大系』10『千載和歌集』、岩波書店、一九九三・四、三一頁)。しかし、この歌は『千載集』では桜を賞美する歌群中の一首であり、しかも題が「春毎に花芳し」と、桜の美しさに焦点があることを考えると、少なくとも『千載集』においては、この歌を「述懐歌」のように解する必然性は薄いのではないか。なお、仲正詠の出典は不明。

- (28) 注(22)前掲「訳注 藤原定家全歌集」上巻・二六九頁。なお、『田家花』の歌の『全歌集』番号は1735である。

(29) なお、ほかに同時代の用例として、慈円に「うごきなき君がみゆきになれなれてたび心ちせぬうちの秋かな」(『拾玉集』第四・短冊・436・秋旅)、家隆に「思ひいづる人の袖もやこぼるらんれしみゆきのしがのほま道」(『壬二集』冬・2616・湖辺冬)がそれぞれ見出せる。慈円詠は、山本一氏の推定によれば、元久元年(一二〇四)七月の宇治御所歌会の歌稿であるとされる(和歌文学大系59『拾玉集』(下)、明治書院、二〇一一・五、六四頁)。また、家隆詠は、家集によれば「前参議信成卿日吉社会」での詠として「湖辺冬」「旅宿冬」「社頭冬」と三題あるうち「湖辺冬」題の一首である。これの詠作年次であるが、『如願法師集』に「寛喜二年十一月七日前宰相中将信成日吉社参籠時、歌よみ待るとて、おくり侍りし時、旅宿冬」の詞書で「このほどはひらやまおろしたかしまのかちのはらにやどりする君」(758)が見出せることから、寛喜二年(一二三〇)十一月七日前後の詠と推定してほぼ間違いない。やはりいずれにしても、当該歌以前の用例は寂蓮詠があるのみといって差し支えないであろう。

(30) 『源家長日記』では、「内大臣通」(通親)の「御かへし」として、「あかさりしきみがにほひをまちえてぞくもゐのさくら色をそへける」の歌も挙げられている。

(31) 樋口芳麻呂「後鳥羽院」(久松潜一・實方清編『日本歌人

講座3 中世の歌人I」、弘文堂新社、一九六八・九、一八三―一八四頁)、石田吉貞・佐津川修二『源家長日記全註解』(有精堂、一九六八・一〇、三〇―三二頁)が「正治元年」説を唱えるなか、久保田淳氏が注(6) 前掲論文で「正治二年」説を提示。しかしその後、石川泰水「家実の花見——正治年間の後鳥羽院の大内花見御幸に関連して——」(和歌文学研究彙報)4、一九九四・二、一―二頁)、吉野朋美「大内の花見——最初の詠歌をめぐって——」(『後鳥羽院とその時代』、笠間書院、二〇一五・一二、二八―三〇頁 初出『国語と国文学』74・4、一九九七・四)が改めて「正治元年」説の妥当性を論証した。なお「正治元年」説の場合、『源家長日記』の「三とせ」という表記が問題となる(後鳥羽院の退位は建久九年(一一九八)正月で、正確には二年)。藤田一尊校注『源家長日記』(中世日記紀行文文学全評釈集成3『源家長日記 飛鳥井雅有卿記事 春のみやまち』、勉誠出版、二〇〇四・一二)は、当該箇所を単純な誤り(誤写の可能性も含む)として「二とせ」と校訂する(二六頁)が、最近、木下華子『源家長日記』の方法と始発期の後鳥羽院像(『国語と国文学』93・4、二〇一六・四)が、この「三とせ」は「物事の区切り、再生・新生に必要な時間を意味する」もので、後鳥羽院歌壇の始発を象徴的に表現する効果があると論じている(五四―六〇頁)。以下、本稿におい

ても木下氏の説を採り、特に「三とせ」を改めることはない。

(32) 注(31) 前掲吉野氏論文に指摘がある(二三頁)。

(33) ただしこの記述は少し正確ではない。「院と寂蓮の贈答歌が「正治元年」の詠であるから、「明日香井集」の詠もそれと同一の場だ」というのは、論理の方向としては逆である。注(31) 前掲の諸論では、「雲のうへに」の詠作年次について、①「寂蓮集」詞書の「建仁元年」説、②「源家長日記」の「三とせ」↓「正治二年」説、③詠歌の場が近似した「明日香井集」詞書の「正治元年」説、の三説がはじめに提示され、そのうち③が妥当と結論づけられたわけで、正しくは、「明日香井集」の詠と同一の場と考えれば、院と寂蓮の贈答歌は「正治元年」の詠である」としなければならぬ。行論の都合上このような記述になったが、誤解を生じかねないので付言しておく。

(34) 注(31) 前掲吉野氏論文・三二―三八頁。以下、吉野氏の論として言及するものは、すべてこの論文による。

(35) 定家と寂蓮の関係について、例えば安井重雄氏は、建仁元年(一二〇一)三月の「新宮撰歌合」をめぐって、定家が位署の書様を寂蓮にのみ伝達したことに注目し、「院と寂蓮との結びつきを俊成・定家が配慮する、あるいは利用する」という側面も考えられてよい」と指摘する(「建仁元年三

建仁三年「大内の花見」の定家詠

月新宮撰歌合考」、日下幸男編『中世近世和歌文芸論集』、思文閣出版、二〇〇八・二二、六頁)。この「大内の花見」の事例も同様に、定家が「院と寂蓮との結びつき」を「利用」したと考えられるのではないだろうか。

〈付記〉

本稿は、和歌文学会第一一四回関西例会(二〇一四年四月一九日、於・京都女子大学)において「定家の「大内の花見」の歌について」と題して行った口頭発表を基にしたものです。ただし、成稿にあたって大幅に内容の見直しを行ったため、発表時とは論旨が異なっている部分もあります。発表の席上、多くの貴重なご意見を賜りました先生方、また事前にご指導いただきました先生方に深く感謝申し上げます。

(本学大学院博士後期課程)